

事 調 第 1 2 1 0 号
令和 2 年 (2020 年) 12 月 23 日

各関係団体の長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の一部改正について
「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」(平成30年12月21日付け
事調第899号)の一部を別紙のとおり改正し、積算基準が令和3年(2021年)3月19日以降
の工事から適用することとしたので通知します。

調整係
設計積算係